

保護者 様

令和5年度 明石市副食費に係る補足給付事業について

1 事業概要

明石市では、令和元年10月から始まった国の幼児教育・保育の無償化に伴い、低所得世帯等の負担を軽減する目的から、副食費（給食のおかず代やおやつ代等）について、月額4,700円を限度に助成します。

2 助成の対象となる世帯

助成対象は下記の(1)(2)のすべてに該当する世帯です。

- (1) 令和5年度（令和5年4月から令和6年3月）の間に、**明石市に住民票がありかつ子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園に在園している期間がある**（年度途中の入退園も含む）
- (2) 下記のいずれかに該当している
 - ア **世帯年収がおおむね360万円未満**（市民税所得割課税の世帯合算額が77,101円未満）
 - イ **小学校3年生以下の子どもから数え、第3子以降**にあたる子ども

※ 市民税所得割の対象は以下のとおりです

対象となる期間	令和5年4月から令和5年3月
課税年度	令和5年度の市民税所得割課税額

- ※ 住宅借入金等特別控除や寄付金控除、配当控除等の適用がある場合は、これらの控除が適用される前の所得割額で算定します。
- ※ 市民税所得割額は父母の合算額により算定します。単身赴任等で父または母が同居していない場合でも合算対象となります。
- ※ 祖父母と同居しており、父母の収入によって生計が成り立っていないと認められる（父母が非課税）の場合は、父母等の直系親族のうち、家計の主宰者（世帯の主たる生計維持者）の税額も合算します。
- ※ 離婚が成立していない場合は、別居していても父母の所得割額を合算して算定します。

3 助成対象となる副食費

通常の教育課程で提供される給食に係る副食費が助成の対象となります。副食費とは、給食のおかず代やおやつ・牛乳代のことです。

※ ただし、預かり保育中に提供されるものは、おやつ代等であっても対象となりません。

4 助成金額

幼稚園に支払った給食費のうち、副食費に相当する額を助成します。助成金額は、下記のいずれか少ない金額となります。

- ① 1食当たりの副食費相当額×1か月当たりの給食日数
- ② 月額上限額：4,700円（上限を超過した分は保護者負担となります）

【計算例】

①月額 : 220 円 (副食費相当額) × 10 日 (給食日数) = 2,200 円/月
→ 月額上限額は 4,700 円のため、2,200 円が助成額となります

②年額 : 令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月まで 1 年間利用した場合
2,200 円 × 12 か月 = 26,400 円
→ 26,400 円が助成額の合計となります。

副食費が月によって異なる場合は、各月の副食費相当額を、お通りの月数分で合計した額が助成額となります。

※ 明石市に居住している期間分のみ助成の対象となります。明石市以外に居住していた期間の助成については、通園先の幼稚園か居住していた市町村にお問い合わせください。

5 助成を受けるために

【提出物】

① 副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書 (償還払い用)

② **令和 5 年 1 月 2 日以降に明石市に転入してきた世帯のみ**

→ 市民税・県民税 (所得・課税) 証明書 (令和 5 年度課税分)

※ 税申告がまだの場合は、申告したうえで市民税・県民税証明書を取得してください。

※ 市民税・県民税証明書は転入前の市町村で発行を受けてください。

【提出方法】

令和 6 年 2 月 28 日 (水) までに下記の提出先にお送りください。

※ 期限までに申請がない場合は助成できなくなる場合がありますのでご注意ください。

※ 助成金の振込は、令和 6 年 5 月上旬を予定しています。

6 提出・問合せ先

〒673-8686 明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号

明石市こども育成室利用担当

担当 : 増田、岸本

TEL : 078-918-5092